

平成20年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年12月5日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成20年12月15日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成20年12月15日 午後2時38分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	欠	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	山口 久義
	副市長	古賀 一也	こども課長	井上 嘉徳
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	宮崎 和則
	会計管理者	山口 克美	学校教育課長	
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	
	総務部長	森 育男	総務課長(支所)	坂本 健二
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	
	健康福祉部長	大森 紹正	新幹線整備課長	
	産業建設部長	江口 幸一郎	観光商工課長	
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長	
	財政課長	田中 明	建設課長	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)		環境下水道課長	池田 博幸
	企画・企業誘致課長	三根 清和	農業委員会事務局長	松尾 龍則
	地域づくり課長	中島 文二郎	水道課長	角 勝義
福祉課長	近藤 ヒデ子	代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成20年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年12月15日（月）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第86号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例）
- 議案第87号 嬉野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について
- 議案第88号 嬉野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第90号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第92号 嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第93号 指定管理者の指定について
- 議案第94号 指定管理者の指定について
- 議案第95号 指定管理者の指定について
- 議案第96号 指定管理者の指定について
- 議案第97号 指定管理者の指定について
- 議案第98号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第99号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第100号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 議案第101号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第103号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 平成20年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第106号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第107号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。

本日は田中政司議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

議案第86号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案第87号 嬉野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案第88号 嬉野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

90号におきましては、出産育児一時金の改正ということで、今までは350千円ということだったんですが、今度は330千円、この間の新聞では420千円に引き上げるというようなことで案が出ておりましたけれども、出産育児一時金は年間何名ぐらいいらっしゃるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口久義君）

お答えいたします。

これは19年度の実績ということで答弁いたしますけれども、嬉野市全体では219人の出産がっております。このうち国保については50件の交付となっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

今日、少子化現象が進む中で50件ということですが、対前年度比ではどのくらい違うのか、その点まで示していただければと思います。

○議長（山口 要君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口久義君）

お答えいたします。

平成18年度は45件でしたので、5件の伸びということになっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

出産育児一時金の対象者に当たって、死産とか、あるいは亡くなって生まれた方とか、あるいは流産とか、そうした人たちについての出産一時金も認められますかね、それは期限が決まっていますか。その点はいかがでしょうか、示していただきたいと思いますが。

○議長（山口 要君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口久義君）

死産の方も対象になりますので、含めてということになります。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

この件については、ちょっと心配することがあります。いわゆるし尿くみ取りが現在までは業者の方の業務として行われておったのを今度は市が処理することになると聞いておりますけれども、果たして市がした場合に、滞納とかいろいろなことが今までのように発生する可能性もありますが、そういう点については、事前に部落とかなんとかの説明あたりはされたのか、そういうふうな点を含めてお願いします。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えいたします。

今回の条例改正によりまして、21年4月から許可制から委託制に変わるということで、現在200円の使用料をお願いしております。現在、その料金ということで業者との話し合いの中でも幾らかの滞納はあるというふうなことを聞いておりますけど、許可制から委託制になるということで市民の方には説明をいたしまして、振り込み関係とか、そういうふうなことをお願いしまして、現在調整を行っています。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

新たに、この条例では18リッター200円とありますが、今までされていた料金では18リッターで大体幾らぐらいですか。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えいたします。

現在、この200円というのは昨年10月からの単価改正で、現在は200円でございますけど、それ以前は18リッター当たり168円ございました。消費税抜きの金額でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

となれば、10月以降は消費税を含まない金額で32円ばかり上がるという計算になりますが、今、こういうふうな時節で非常に厳しい時代に、振り込みでと言われましたけど、振り込みは非常に何か、少なくとも90%ぐらいの方はそれで結構でしょうけど、あと10%ないし5%

の方が、何でも振り込みが便利のようで不便、それが滞納の原因と。そういうことについては、もし滞納があったり発生した場合は、その担当課が夜でも昼でも集金に回るという覚悟の上でのことでしょうか。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えいたします。

市の収入ということになりますので、仮に滞納が発生した場合につきましては、担当が集金をするということになります。くみ取りということでございますので、当初から厳しいといたしますか、ほかの使用料も大体、おおむね2カ月、3カ月ということで催告書を出して集金をしておりますので、一応くみ取りの手数料についても、そういうふうな形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案第92号 嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号 指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

このことについては3年経過して、さらに次の4年目から新たにまた更新することになりますけど、その中で、私はいろいろ心配することがありますから、どういうふうな考えで3年後かえていかれるのか、そういう点をお尋ねしたいと思います。

1つは、指定管理者の全般的なことを申しますけど、これは市長にお願いします。

この指定管理者制度というのは、大体、官から民へというようなことで、早く言えば、安上がりの運営をせにゃいかんということが大きな柱じゃなかったかと思えます。そういう中で、なるほど官から民へということでもありますけど、民の方は朝6時から、あるいは8時から9時からとそれぞれの時間帯で夜遅くまでしておられますけど、公ではそういうことなくして、大体時間帯に沿ってやっておられます。非常に頑張っておられます。ただ、言いたいことは、ある指定管理者のところである程度利益が出たとしたときには、その利益は翌年

の予算書に減額してやると。ですから、その利益がもうけ——もうけてはおかしかですけど、手元には残らないと。ですから、やっぱりこういう利益が出たら、繰り越して有効に話し合っ
て使うべきじゃないかと私は思いますけど、市長としてはいかがお考えですか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

議案第86号を条例第37号と勘違いしまして質問できませんでしたので、指定管理者制度の問題で少し質問したいと思います。

まず、大野原のコミュニティセンターですけれども、できた経緯からすると、指定管理者でいかなきゃいかんというふうになったわけですが、これはほかの公的施設と若干違うわけですね。しかし、その指定管理者の期間が3年ということで同じくやっておられるわけですが、単純に考えれば、このような施設については5年だっ
ていいんじゃないか、10年だっ
ていいんじゃないかというふうに思うわけですが、3年と区切られたことについては何か理由があるんですかね。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の中には、指定期間の明示はされてお
りませんので、3年ということにこだわらず指定をしてもよくはないかというふうなことでござ
いますけど、指定管理の変更につきましては今回が2回目ということで、そういった申請書は従
来から、前回のときも指定管理者の指定の申請を受け付けておりますけど、それと同等の取
り扱いということで、今回は期間の見直しは行っておりません。特に大野原地区のコミュニ
ティセンターについては公募も行わず、その地区の代表で、そこが適任ということでござ
いますので、今後はそういった期間の延長につきましては検討していきたいというふうに考
えます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

93号だけじゃないんですが、1つお尋ねします。

この申請書には、団体の添付書類の中の貸借対照表、これを添付するという事になっておりますが、この議案資料の中にそういったものが、今回の指定管理者のすべての議案について個々に載っていないんですが、これはあえてしていないのか、そこら辺のところをお尋ねします。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

議案資料のほうには添付をしておりますけど、申請の中には個々に基づきました4つのことについて添付されております。具体的には予算関係の審議がまた3月にございますので、その際に具体的に昨年度の実績等、今年度の実績の見込み等も出てまいりますので、そういった際に具体的な指定管理の管理運営費ということで御審議をお願いしたいということで、今回は添付していません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案第94号 指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

先ほど田口議員が言われました、私も言おうと思ったんですけども、いわゆる議案の資料として事業計画書が、この志田焼の里博物館についても出されています。しかし、収支予算書が資料として出されていないんですね。指定管理者制度については議会が議決しなくてはならないわけですよ。きょうはその議案質疑であるわけですね。収支予算書もなく、はっきり言って質問できないんですね。じゃあ、おまへたち議員はもらいに来いよって言われるんでしょうかね。そこら辺、余りにも執行部としてお粗末じゃないかというふうに私は思っているわけです。

例えば、先ほど平野議員が言われたように、いわゆる指定管理料を安くせにゃいかんやないかというふうなこと、それは賛否両論あると言われました。そのようなチェックもできないわけですね。今までの20年度までの指定管理料と21年度から指定管理料がどのように変わるかのチェックがこれではできないんじゃないですか。そこら辺について、なぜ収支予算書というのをつけていないのか、そこら辺をお伺いいたします。

それと、資料の中で申し上げますと、24ページから25ページに自主事業計画書というのがありますけれども、平成20年度と比較して、この21年度の自主事業計画、これが新たに自主事業としてふえた部分、あるいは平成20年度から21年度に廃止する分等々についてはどのよ

うになっているかお伺いたします。

それと、職員の配置として、館長、陶芸指導員、陶芸補助指導員、管理事務2名というふうになっております。収支予算書が出ていればわかるんですけども、出ていないので、それぞれの報酬、これはどのくらいいただいておりますのか。それともう1つ、入館料、指定管理者をする前と比較して、指定管理者がどのような努力をされて、入館料の増減がっているのか、ふえているのか、そこら辺についてお伺いたします。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

議案質疑の途中ですが、ここで10時35分まで休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、再開いたします。

改めて、議案第94号 指定管理者の指定についての質疑を行います。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

先ほど申したとおりなんですけれども、大体、人件費については21年度から23年度まで収支予算書の中に計上されているわけです。その中で、先ほども申しましたように、館長とか陶芸指導員、陶芸補助指導員、管理事務2名ということで平成21年度の要員がなっております。報酬はそれぞれ具体的にどのようになっているのかお伺いたします。

それと、入館料の関係ですけれども、これは18、19、20年度でいいですけども、入館料についてはどのように推移をしているのか、そこら辺だけお答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

お答えいたします。

19年度の館長報酬以下、報酬について申し上げます。

館長報酬が1人月額186,800円でございます。それから、陶芸指導員が186,800円、これも1人でございます。陶芸補助指導員の報酬が6,100円の1人でございます。事務員が6,100円の1人でございます。管理事務員が1人で6,100円ということで、これは日額でございますけど、総額で約8,500千円程度の支出がなされているかと思っております。

それから、入館料につきましては、これは途中で指定管理者になっているものですから、有料入館者数と金額を申し上げますと、18年度が2,141人で576千円でございます。19年度が入館者の有料入館者数が3,435名で774,450円となっております。20年度につきましては、現在途中でございますけど、18、19は入館料の免除等まで含めて大体8,000名程度で推移をしておりますけど、20年度につきましては1万人を突破するというので、入場者数は順調にふえておるといような報告をいただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

事務員と管理事務員2名については6,100円の日当ですけれども、それぞれ平均して月何回ぐらい出勤をされて、そしてどのぐらいの月額報酬になっているのか、そこら辺をお答えいただきたいと思います。

それと、指定管理料の額の問題でございます。今、資料をいただいて平成21年度から23年度についてはわかるんですけれども、この指定管理料については、平成18、19、20年度と比較した場合、今後どのように推移していくのか、21年度との差はどのようにお考えなのかお答えをいただきたいと思います。

それともう1つは、この導入をされたときに官から民へということで、いわゆる官に民の活力を導入すると、そのことによってサービス向上につながっていくんだというような説明をされてきたところでございますし、もう1つは、指定管理者が努力をして入館料がふえれば、いわゆる指定管理料は減らせるんだという説明をされた経緯があるわけですけれども、そこら辺について今後どのようにしていくのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

職員の勤務日数でございますけど、正式に何日というのは書いてありませんけど、大体一月20日程度ということで聞いております。それから、委託料につきましては、それぞれの年度におきまして事業計画を指定管理者のほうから提出いただきまして、特に備品購入等、あるいは工事等があるときにつきましては、自主的な管理費につきましても若干ふえますけど、当初から比べれば減額の方向で、指定管理料の額につきましては減っているような状況でございます。

当初は備品購入、あるいは事務用品等の購入等もございまして、かなりの額になっていましたけど、そういった整備も既に準備が終わっているというふうなことでございます。ただ、施設内の工事につきましては、別途、工事費については一般会計のほうで予算を計上します

ので、その分については除外しております。

それから、官から民へということで、サービスについてということでございましたけど、これにつきましては、自主事業ということでお手元の事業計画書にもございますけど、こういったものにつきましては、従来、直営の段階からやっておりましたけど、これを地元を含めました振興会、地元3区、南北志田と西山地区の住民の方に特にお願いをして、地元ぐるみで焼物の伝統文化、そういった産業施設を守っていこうというような機運で、特に私たち行政が直接やるより、みずからの組織で運営をされておりますので、そういった機運の盛り上がりは十分かと思っております。また、いろんな形でイベント等につきましても地元の振興会、あるいは会員の皆様の協力を得ながら、順調に推移をしているかというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

ありがとうございました。

今、自主事業について触れられましたが、休憩前にちょっと質問していたんですけれども、いわゆる平成20年度と比較して21年度、22年度、23年度の自主事業について、新たに実施する事業、あるいは20年度と比べて廃止する事業等についてはどのようになっているのか、そこら辺をお伺いいたします。

そして、先ほど申し上げました、いわゆる入館料はふえる傾向にあるわけですね。それに伴って市が負担する指定管理料は減額するというやり方を続けていかれるのか、そこら辺についてお伺いいたします。

と申しますのが、ほかの自治体がやっているこの手の指定管理について、入館料がふれえれば指定管理料は減らしていきますよとやれていることに対して、その管理されている方は非常に不満を持っておられる、いわゆるモチベーションがどんどん下がっていく。努力してもその分差し引かれるならやっても一緒やないかという現象も出てきているのがあるわけですね。そこら辺についてはどのようにお考えなのか。私は、指定管理者賛成、反対云々は別として、もしやっていただくとするならば、そこら辺はもっと自主事業にその金を使えるように、やっぱり入館料がふえたら、いわゆる指定管理料を減らすんじゃなくて、それなりに新たな事業をやるような体制に敷けるようにするべきではないかと思えます。そうしないと民間活力の導入というのはできないんじゃないかというふうに思いますが、そこら辺についてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

志田焼の里博物館の自主事業につきましてでございますけど、これは事業計画の中で既に当初から多くの自主事業の計画がのっております。ただ、計画はされてもまだ実施ができていないというふうな部分がございます。そういったものにつきましては、21年度以降の中にも同じような計画がのっているということで、特に大きな自主事業の計画書の変更はあっておりません。

それから、自主事業に伴う運営費の削減についてでございますが、考え方としましては、管理運営に関する部分については、行政の責任において運営費を予算計上して、議会の議決を受けながら交付をいたしております。この中に人数的にふえるということで、ふえれば減るんじゃないかということでございますけど、これは管理運営だけに関する部分で入場者がふえたことについては、これは当然差し引きということで、一定額の管理運営費は保障されておりますので、こちらのほうから予算計上する段階で若干の差し引きがあるかと思えます。ただ、先ほど申し上げました自主事業で積極的な活動をされて、その部分である程度の剰余金が出てきたということについては、これは管理運営以外での自分たちの活動の中での利益でございますので、これについては、行政のほうでその分まで管理運営費に入れなさいというふうなことではございませんので、その分については当然指定管理を受けた団体の収入ということでされるべきかと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

関連ですけど、先ほどちょっと申しましたけれども、これが第1回目といたします。

私はこの指定管理者の指定の手続の条例を見ておりましたら、結局、地方自治法の第244条の2第2項から始まっておりますけど、その地方自治法を読んでみましたら、たまたま、官が民に仕事をさせてよいというふうなことだけを書いて、あと詳しくは書いてありません。そして、今度は詳しいこっちのほうの条例を見てみますと、趣旨の中に意義、目的ですか、そういうことはこういうふうな公的機関では民と全く離れているというかな、何が目的なのかということが全くわからんような状態で、地方自治法第244条に書いてありますからそのとおりですよ。それを見てみたら、ただ官から民へ移しますよと、こういうふうなことでしょうが。もうちょっと下って第8条を見てみましたら、管理の実施状況及び施設の利用状況、使用料または利用に係る料金の収入実績、管理に関する経費の収支の状況と。

今、山田議員も言われましたように、そういうようなことをしなさいと書いてあります。たまたま今の志田焼の里博物館については、私も地元でありますから、ちょいちょいお世話になりますけど、いろいろな中で感じることは、まず、先ほど言われた地域の方が非常に協力をされてああいうふうになってきていると。もう12年ぐらいになりますかね。結局、地域の

方が、西山、南志田、北志田しかなかよと、中には不満もあるわけですよ。不満は表に出んぐらいなもので、もう区長さんたちが、仕方なか、協力してくださいと言われて、館長に免じて協力してやられているとたまに聞きます。

そういう意味で、先ほど言いました、少し利益が出れば次の年度にはそれをカットしますよと。今、給料も初めて聞きましたけど、その給料も物すごい高いかといえば、これは恐らく期末手当とかなんとかは入らんお金と思います。そうなれば、そう高額なお金でもないですから、私はもう少しそういう点では、剰余金が出れば、その剰余金については振興会にある程度ゆだねて、そこで納得のいく配分をされたらというふうに思いますけど、企画課としては、そういう点については何か立ち入って話されたことがありますか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

館長等の人件費、それから、共済費、需用費、これについては事業報告、あるいは予算を毎年、志田焼の里博物館の指定管理者の方と協議をしながら、予算要求をしております。その際に、当然そういった予算の裏づけの資料をいただくわけでございますけど、うちのほうから、これだけにしなさいとか、そういった形での指定はしておりません。ただ、トータルとして全体的な管理運営に関する部分についての協議をするということで、先ほども申し上げましたように、特に管理運営に関する部分については、行政の責任でその予算措置をしておりますけど、その他の部分、先ほどもありました自主事業、自分たちで委託販売をして事業収入を得るとか、あるいはイベント等での収益金等がありましたら、その自主事業分については、それは振興会のほうでの内部的な使途に振り向けられても結構かというふうに考えております。したがって、繰越金が出たから全部一括して行政でその分をさっ引きますというふうな形での予算要求はいたしておりません。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

それから、最近、嬉野の水道水がおいしいということで、水道水の100円、200円だけを置いてありますけど、もとは自動販売機もありました。しかし、自動販売機も電気料がかさむからとかいうような理由か知りませんが、撤去されております。ここは一つの博物館でありながら観光の場じゃなかかと私は思うわけですね。私たちもあっちこっち行きますけど、そういうときには、やっぱりお土産品を買ってみたり、いろいろなものを記念として買ったりしますが、そういうことについては余りされんよと、販売あたりされんよというふうなことまで聞きましたけど、それが本当なのか、それとも私の聞き間違いなのか、それが

第1点ですね。

それからあと、観光ですから、例えばバス会社とか、いろいろなところがあります。ぜひ嬉野温泉のためにもここを一つの足場としてしたらということも私も再三言ってきたつもりですけど、そういうことが、去年、おとし、あるいはことしと、どんどん延びていきよるのか、それとも停滞しておるのか、そういう点ですね。そして、さっき言いました販売、ギャラリーをしていろいろなものを売ったほうが、また青果物やったら、二、三日すれば悪くなりますから、そういうようなこと以外をね、何か塩田の特産物あたりを出してお客様に記念に買ってもらうと。そういうようなことについてもお願いしたかばってん、そういうふうにはされないものか、恐らくされないことないと思いますけど、そういう点を教えてください。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

先ほど申しあげましたように、そういった施設を使っていろんな形で自主的な活動をされることについては、何ら規制はございませんので、どんどんやってもらって結構かと思っております。それから、旅行の業者とのタイアップにつきましても、ツーリスト等を通じまして観光バスが入るようなことで、そういった嬉野観光を含めて、武雄温泉、あるいは祐徳院、そういった通り道にもなっておりますので、そういった中に立ち寄り地点として業者とタイアップをして、入場者数がふえているというふうな現実でございまして、今後ともそういった業者との提携はどんどん積極的に進めるというようなことで、入館者の増加を図るということでございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

たまたま塩田は御存じのごとく伝統建造物保存地区で、非常にいろいろな催しもなされ、また増改築もなされております。そういう点では、杉光町長時代からも言っておりましたけど、結局、志田焼の里博物館、それから伝建地区と点と点を線で結んで、幸い嬉野と合併しましたから、その方々も嬉野にどうぞというふうなことで、私はそういう一つの大きな目玉を生かすことが、市の収入も上がるし、にぎわいもするし、それからこの間、あそこの常在寺、皆さん御存じかと思いますが、あそこは真言宗で1300年祭がこの間ありまして、私もお参りしましたが、熊本の天草あたりに行けば、お寺の坊さんが物すごく観光誘致をされて、もうそこに行けば、どうぞと言ってお寺に上がって、講話料は取られませんが、結局、いろいろな品物をね、盆とか写真とか、いろいろ出されます。そしたら、もう飛びついたように皆さんが買うわけね。

そういうことで、常在寺というのは、この辺にお寺はたくさんありますけど、その中でも非常に古い時代のお寺ですから、ああいうのをいつか谷口市長も日本一にせんですかと。もう記憶にあんさっと思えますけどね。あそこを高齢者は登りきらんけん、いわゆる日本一のエスカレーターか何かして、そういう一つの発想であって、そういうことがニュースで伝われば、北海道からも東京からも来て、それに価値があるわけです。そういうふうな点と点を線で結ぶということについては、今の企画部長もいいですけど、市長のほうの答弁もお願いします。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

点と点を線で結ぶということにつきましては、これは嬉野市の市内観光のルートづくりの中でいろんなルートがございます。その中で、特に塩田地区につきましては、嬉野で泊まれた方の日帰りのミニ周遊ツアーというふうな形の中で、例えば、伝建地区、常在寺、そういった伝統的な建物と、それから志田焼の里、あるいは楠田の逸口香とか、シュガーロードの関係もございますので、そういったいろんなルートが設定をされております。そういったものについては、旅館に置きます観光パンフレット等もございますし、これはもちろん旅行の業者の中にもそういった積極的な宣伝をしておりますので、その中で志田焼の里博物館についても、そういった伝統的な産業遺産ということで明確に掲示しておりますので、そういった利用も十分できているかというふうに考えます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

先ほどの答弁の中で、旅行代理店との提携等をやって現在のところ入館者数がふえてきているということでおっしゃったわけなんですけれども、まず第1点として、その旅行代理店とお話をされているのは、この指定管理者の志田焼の里なのか、それとも企画課がやっているのか、あるいは観光商工課がやっていらっしゃるのか、その点をお聞きしたいのと、その提携のお話、来てくださいというお話の中で、実際に来ていただいた。そういう中で、代理店なら代理店のほうから、この志田焼の里に対して要望とかなんとかというものがあつたのか、なかったのかですね。要望があつた場合、その改善に向けてこの3年間取り組みをされ

てきていらっしゃるのか、それとも、21年度以降の今回の3年間の提携の中でそのあたりが含まれているのか、その点についてお尋ねしたいんですが。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

旅行代理店のほうからのお話でございますけど、これについては、直接、志田焼の里の指定管理者のほうに話がまいております。これは常にすぐ横の498号を通る主にバスを利用した観光客のそういったものを募集された業者からの問い合わせ等がございます。それから、もちろん、観光商工課のほうでもそういった窓口にはなっております。

それから、要望があった点ということにつきましてでございますけど、これにつきましては、特に入場料の関係で団体割引等、そういったものができないかというようなことございまして、これにつきましては指定管理者の判断の中で、一応目安としましては入場料幾らというようなことで決まっておりますけど、団体割引等について、そういったものをしてでも受け入れをしていきたいという指定管理者の判断でそれは当然可能でございますので、そういったことを企画の商工グループのほうに指定管理者のほうから問い合わせがございましたけど、それは可能ですよということをお伝えしておりますので、今後、そういった内部的な運営の入場者の増加対策として入館料の団体割引といたしますか、弾力的な運用もされるかというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

指定管理者のほうに代理店と直接お話をされているということですね。それはそれでいいと思うんですよ。でも、どちらかというと、今の役員さんたちを見たときに、極端に言うたら、代理店とのお話が直接できて、もっと呼べるような方がいらっしゃらないような、青木館長にしても、どちらかといえば、陶芸家の方ですよ。そういうふうなところを考えたときに、ちょっとそのあたりの交渉事がかなり難しいかなという気がするものですから、やはりお客さんを呼ぶにはエージェント関係と直接交渉ができるルートを引っ張ってくるというのが一番大事かと思うんですよ。その点については指定管理者のほうに応援というふうな形でもやればいいのか、観光協会、あるいは商工会あたりからでももっとバックアップそのものがないのかなという気が物すごくするわけなんですよ。

そのあたりは、今後また考えていただいて、ただ代理店のほうから入場料の団体割引だけが要望として上がってきたというのが、私としては何か信じられないなという気がするわけなんですよ。この3年間、実際アンケートをずっととられてきたのかどうかというのはわかりませんが、やはり施設に対するいろんな要望なんかは結構あると思うんですよ。

一度来て、やはりもう一回来たいというふうな施設にしていくわけなんですから、そのあたりについて実質的に指定管理者が本当に把握をして、その要望に対して行政のほうに相談をして、そのあたりがうまくいっているのかなという気がするものですから、そのあたりのコミュニケーションというのは大丈夫なんでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

その辺、先日もこの指定管理者の申請書を出される際に、振興会の役員の方が見えられてきて、いろんな要望を出しておられました。特に、行政に対してはPRの看板等をもっと立ち寄り地点としてイメージできるような、そういった看板の設置を特に要望されました。

武雄インターから下りて鹿島方向に行く際に、竹崎カニの観光のあの大きな看板が一番目立つということで、現在ではなかなか、武雄、あるいは嬉野のインターの近くに志田焼の里博物館の大きな目印の看板がないというふうなことを言われました。これについては、今後、うちの行政のほうでお願いをしながら、その予算措置をしていきたいということでございました。そういった話をしております。

それで、行政のほうでも観光商工課の担当がおりますので、いろんな形で常に指定管理者の方とはコミュニケーションを図っておりますけど、先ほど申されましたように、技術的な面とか、あるいは予算的な面がございまして、施設の改善の要望がかなりございます。段差の解消とか、周囲のフェンスの問題、それから、いろんな貴重な産業的な物品を収納している割には警備が甘いとか、そういったような形での要望がございまして、これも、順次整備についてはやっていくというふうなことで話しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

エージェントとの交渉への担当課のフォローは。

○企画部長（田代 勇君）続

エージェントの話につきましては、できるだけ観光協会、あるいは私たち観光商工課を中心にバックアップをしていくつもりでございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

施設の改修については、あそこについては物すごくこれからも莫大なお金がかかっていくだろうという気がするわけです。それは長期的な計画の中でやっていかれるんだろうとは思いますが、とりあえず、今一般の方に見ていただいている施設の中で段差とかなんとかというのは、やはり今バリアフリーということで嬉野市は掲げているわけなんですか

ら、そういう点については早急にしていかなければ、極端に言うたら、名前倒れじゃないですけれども、そういうところがあると思うんですよね。

私としては、施設の改修なんかも大事なんでしょうけれども、その中身について、言い方を変えれば、一生懸命やっているのは十分理解をしているんですが、結局、開館時間の制限を取っ払うとか、料金についても先ほど団体割引とか言われましたけれども、そのあたりももっと柔軟な対応というのがほかにないのかとか、そういう中身の中で何とか利用を図っていけるようなことを今後とも指定管理者のほうと話をさせていただいて、極端に言ったら、条例で枠を決められた中で、こればかりじゃないんですけれども、次の福祉センターとか、湯っくら一ともそうなんですけれども、1つの条例で限られてしまって、言い方を変えれば、箱の中でしか動けないような指定管理じゃ何のため指定管理をしたのかという根本的な問題があるわけですよね。だから、なるべく規制を緩和して、利用される方がもっと利便性が高まる方向というのに中身を変えていかななくては、せっかくの指定管理の意味がないわけなんです、そのあたりまで含めて、これ以外の物件についてももっと緩和する方向で考えていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

施設の運営については管理等の条例がございますので、そういったものにつきましては、今後、指定管理者等の話し合いの中で弾力的な運用ということで、開館日の問題、それから時間の問題等については、特に認める場合はというふうな条項もございますので、そうしたものを十分に生かしていただいて、スムーズな運営ができるような形で今後やっていきたいと思っておりますので、そういった協議を今後引き続きやっていきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

質問がずっとずれてしまって、今までの議員さんたちがほとんど行われまして、重複するかと思いますが、この件に関しては、指定管理者制に移行するための理由の一つとして、施設内の物販を行うということで、直接の管理ではできなかったものを指定管理者制にすることによって物販をしたいと、それも大きな理由の一つだったと思います。

にもかかわらず、3年間の指定期間が過ぎてしまうわけですが、年間の大きな催しのときは、先ほどお話があった振興会等の協力で物販も行われていますが、常時の物販が、結局は行われていなかった。その点、理由は何なのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

当初、これは3年前の話になるかと思いますが、特に直営の段階では、施設内の備品の整理とか、そういった環境整備がかなりおこなわれておりました。現在までにそういった収蔵されている品物の管理とか、あるいは施設の中の改善とかに力を入れられておりますので、なかなか限られた人数の中で物販までは手が回っていらっしやらないかと思います。ただ、一部につきましては委託販売を受けまして、そういった若干の収入もあっているようです。

今後は、そういった形で自主的な活動として、そういった製品を売る、あるいは地域内の特産品等を売るというふうな常設のコーナーができればと思っておりますけど、現在、まだそういったことまでには、この3年間では至らなかったということではないかと思っております。その担当する職員の関係かと思っております。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

その大きな理由は、やはり人材だと思います。先ほど言われたように、館長、それから指導者、その補助員、あとはほとんど日雇いの嘱託の事務員が2名ということで、私はあそこに行くたびに、特に関心するのが陶芸グループの作品、これかなり程度の高い一般のそういうサークル活動をしておられますが、特に3月のおひな祭りの作品とか、それから5月の子供の日のかぶととか、ああいう作品を見れば、ええ、これはだれがつくったんですかってこちらから聞いてみたくなるような作品があって、そういった会館内の指導体制は青木館長以下、かなりレベルの高い指導がされていると思います。当然、これが小学校とか、学校関係の授業内とか、修学旅行の体験学習とか、そういった意味では、あそこの志田焼の里というのは、今後とも非常に大きな受け皿になると思います。

しかし、この中身のスタッフを見れば、例えば、物販にしてでも、委託で販売するというのは、かなりの労力がかかります。当然、委託販売することによって、これはもう買い取りじゃないわけですから、志田焼の里としては余り経費がかからなくて、そういう委託販売制度をしていたら、結構大きな収入になると思いますし、自主事業は大いにされて結構と、そういうことをすることによって幾らかの利益が出れば、それは振興会のほうで自由に使っていただいていいような部長の発言もありました。それと、先ほど質問がありましたように、エージェントとの取引、話し合いについては、当然このスタッフ内ではできないと思います。その点、いかがですか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

議員御指摘のとおり、なかなかそういったスタッフが現在のところいないというのが現状

ではないかというふうに考えます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

最後ですが、とすれば、今回、志田焼の里の指定管理として振興会が継続して名乗りを上げております。当然、これが決定後でしょうけれども、これは3月に予算が上がってくると思います。そういう点で、予算措置は考えていらっしゃいますか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

これは私たちが独自に予算をつくるというよりか、指定管理者との協議の中で予算決定をしておりますので、そういった要望がございましたら、十分検討していきたいというふうに考えます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

1つだけ。もう私で5番目ですかね、この問題で質問しますが、ここに18年度の7カ月分、それから19年度分決算書があります。もしこれが20年度もこのような状態だったと仮定した場合、指定管理料11,112千円と今なっておりますが、これを次の年度のいわゆる21年度の予算のときに、あなた方はこの指定管理料をどうされるのか、このままでいかれるのか、削減されるのか、増加されるのか。まあ、気持ちでいいです。そういったどのような扱いを。

実際、19年度の決算書を見てみますと、やっぱり繰越金等が減っておりますので、162,511円減になるわけですね。今申し上げましたように、次の予算のとき、今20年ですから、21年のときにどうされるのか、このような状態が続いたとしたときに指定管理料をどうされるのか、そのところをお尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

今後3カ年間の指定契約の初めての年に21年度になるわけでございますけど、これについては、傾向としましては微減というふうなことで、増加はないということで、減らす方向での検討かと思えます。ただ、それぞれの年度によって行政で対応しなければならない備品の購入とか、工事等がございますので、全体枠としてはそう変わらないというふうな方向での予算かと思えます。全体の枠の配分の予算でございますので、増加はあり得ないということで、現状維持か、若干減るかというふうな傾向になるかと思っております。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

ふえることはない。今までの議員の中でも発言がありましたように、そういうことになれば、努力したら減らすよという基本姿勢は変わらないということになるかと思えます。

ということは、やっぱりですね、先ほどから部長、自主事業をどうのこうのと言われておりますが、努力してそれなりに志田焼をPRしていただいて、そこでいろんな事業をやっていただいたその努力を減らすというのはいかがなもんかなというふうに思うわけですね。確かに事業がふえているような部分というのはいかにあります。入館料はもちろん、前年度と比較したって、これは7カ月と1年分ですから違いますが、いろんなものを見ても、体験料なんかはかなり予算よりも多くなっております。そういったことで、この18年9月から19年3月までとしてみても、努力をされておるとしたときに、それでも減らすということは、やっぱり受ける人が努力したら減らされるんだと、いわゆる地方公共団体の交付金と全く変わらないじゃないかと。自主財源を上げたら、国のほうから交付金を減らされた今までの経緯があるわけですね。それと全然変わらないような感覚でこの指定管理に対する考えも同じような考えでされたら、だれも努力する人はいないんじゃないかなという気がしたものですから、こういう質問をしたわけですけど、市長、そこら辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

もともと指定管理者が導入された経緯の中でもいろんな議論があったわけでごさいます、議員御発言のようなことは当然予想されたことではなかったかなというふうに思います。

ただ、やはり公的に管理するということの中での一つの手法として、指定管理者制度というのが導入されたわけでごさいます、我々が直接管理するのと比較いたしまして、1つは効率的に運営できるというのと、もう1つは、やはり民間といいますか、公的にはなかなか発揮できないノウハウ等を持っておられる方に受けていただいて、活性化するといいますか、そういうふうなことがねらいだったのではないかなというふうに思いますので、先ほど話がありましたように、自主事業等につきましては広げていただきたいというふうに思っております。ただ、そこで毎年予算が減っていくのかということになりますと、これは私ども施設全体の管理の中で判断をするわけでごさいますので、そこら辺については受けていただく方にも了解をしていただかないと、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

今の市長の答弁、私が質問したのとちょっとですね。確かに、答弁としては立派な答弁だと思いますが、私が言っているのは、いわゆる努力して、それでもなおかつ減らされたら、そういった努力をする意欲がなくなるのと、そうしたことで受ける人もだんだん活性化していこうというような人たちがいなくなって単なるボランティアだけの運営になってしまうんじゃないかなというような気がするわけですね。だから、指定管理者制度そのものがまだ日が浅いわけです。そういった中で、ここら辺をこうしたらあなたたちのあれですよ。繰越金もこの決算書から見れば減つとるわけですね。29万、30万切つとるわけですよ。そういった中でやっていくときに、自主事業をこれだけやりますからお願いしますといったときに、ぽーんと果たしてできるのかと。いや、議会の承認が要るからとかなんとか恐らくなるかと思えます。

ですから、そのこのところの柔軟性というのが、指定管理料はこの部分はもう固まっておりますよと恐らく言われるかと思えますね。そういったときに自主事業をどんどんどんどんやりますよと、資金がショートしたときに果たして指定管理者に対してどのような答弁をされるかなと。恐らく私の予想では、そう簡単にはいきませんよとなるかと思えます。そういったことで、今後の指定管理者、これはほかの事業もそうですよ、全般的にですね。そのこのところから執行部の考えが動かないとなれば、指定管理者制度そのものが余りいい制度ではないんじゃないかなという気がするわけですね。そういったところを今後検討していただきたいなと思えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この指定管理者制度の導入につきましては、先ほど申し上げましたように、さまざまな議論があっているわけでございまして、やはりこの経緯の中で私も議員と同じような疑問は持っておるわけでございまして、今度3年目ですが、その次、9年、12年と3年で区切った場合に本当に続けていただくのかなと非常に疑問に思っております。というのは、この指定管理を受けて、そこに従業員として働いておられる方が生涯をかけて、生涯賃金はどのくらい計算できるのかなとなりますと、非常に疑問に思うわけでございます。しかし、それはそれで制度としてあるわけでございますので、やはり御理解をいただかないといけないというふうに思います。

じゃあ、指定管理者の制度としての魅力は何かといいますと、やはり一般の企業と違いまして、いわゆる公的な施設で投資をしたわけでございますので、そこで勤務をされるという一つの、ある程度、完全に民間の方と違った形で事業展開の中に参入をしていただけたということを理解していただかなければならないんじゃないかなと、そういう制度じゃないかなというふうに思っておるわけございまして、これは今後いろんなところで問題が出てくると思いますので、この指定管理者制度自体をもう少し国全体で検討していかないと、さまざまところで問題が出てくると私は思います。

ですから、企画部長も申しておりますように、当初、計画をつくっていただく段階で、運営費等につきましては十分協議をさせていただいて、そういう条件の中で受けていただくということで御理解をいただかなければ、今のところはなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

先ほど資料をもらいまして、精査する時間もなくて考えておりますけれども、指定管理者の志田焼の関係について、21年度の収支予算書について管理料は幾ら予算計上するのかということで、12月議会に話し合いができなかったのかどうか。このままでは、膨大な赤字、10,000千円の赤字を21年度は明示されておりますけれども、これでは私たち議会の議決としては責任は持てないという状況なんです、その点はいかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

今配付いたしております資料の21年度の収支予算書のところでございましょうか。

ここで一番下の収支、A－Bが△10,716千円となっております。これが指定管理の委託料ということになります。自主事業その他で収入を上げたものから経費を引いた残りということで、10,000千円赤字になると。このような運営を行おうとすれば10,716千円の管理委託料が要りますよという内容となっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

そのあたりが、収支の上のほうにね、収入の部に勘定が幾らということをきちっと明示

しておいていただければわかりやすいんですけども、このままでは21年度、あるいは22年度で10,000千円以上のマイナスを計上されて、当然できないと思っておりましてけれども、その管理料について、きちっとした部分については話し合いができておりますかね。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

これは申請時における計画書の一部ということになりますので、実際、20年度の事業が完了してみないと、次年度どういうふうな事業を展開するか、具体的なところへ入ってまいりますので、これからこの額の具体的な決定になるということになります。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

それでは、この資料についてはまだまだ不十分じゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

この申請が来年4月から移行するということになれば、9月の段階でこの募集を始めなくてははいけません。その段階で、まだ半年ぐらしかたっていない段階で、じゃあ次年度をどういうふうに具体的に進めるかというのも、なかなか半年分でしか先が見込めないということでございますので、経費としては大体のところを出していただくという形になりますので、この金額が大きく変わるということはないと思っておりますけれども、そういう状況での添付資料ということになります。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○16番（副島敏之君）

一応、所管でございますが、この資料はその当時、委員会ではもらっておりませんので、1点だけお聞きしてよろしゅうございますか。

○議長（山口 要君）

とりあえず1点だけですね。

○16番（副島敏之君）

はい、1点だけです。

市長にお願い申し上げたいのは、実は先ほど来、指定管理者問題を含めて、今後の来客数、あるいは収支等々が今、質問等々あっておりますが、まず合併する前に、塩田町において志田焼の里ができたときに、神近議員が先ほどもおっしゃいましたけれども、看板の設置について、私も質問申し上げました。といいますのは、武雄の県立宇宙科学館ができたときに、いろんな県内外からの修学旅行、あるいは団体客がその当時は物すごく入ってきておりました。だから、このチャンスを逃す手はないよと。先ほども話がありましたけれども、太良町のカニは当然ありましたけれども、うちの志田焼の里についての看板は一切ないわけでございます。ですから、武雄の県立宇宙科学館に来ているお客さんにまずはアピールをしてもらいたい。そして、あの武雄地区と今の嬉野市との境になるべくわかりやすいように一般の通行者に対してやってもらいたいということで、行政にその当時お願いを、強く要望したわけでございます。

これは入り口は何カ所でもあるわけですが、県立博物館というのは物すごい数が来ておりましたので、今でも来ております。ですから、どうか1カ所でも、私はこの財政状況を見ると、本当にこの指定管理者にされて、あと指定があるかいなというぐらいに不安でございますので、お客さんをふやすためにも、そういうアピール、旅行者等々も必要かと思っておりますけれども、まずは市のほうからの、そこを通る人に看板で何らかのそういう発信をしていただけないかなと私は非常に強く思いますので、市長、財政等々問題も山積しておりますけれども、もうそれを申し上げて5年になります。この指定管理者等々で皆さんも非常に知恵を今絞っておるわけでございますが、その辺も市長のほうでお考えいただきたいということで、ぜひ御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

先ほど企画部長が申し上げましたように、先般、受けておられる方々がお見えになりましたと同じようなことを言われたということでございます。そういうことでございますので、全体的な予算の中で検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。ただ、課題といたしましては以前と状況が違いまして、県も看板規制を行っている状況でございますので、効果的な看板をどこに建てるかということになりますと、今非常に交差点近辺につきましては、恐らくもう遠慮してほしいということになるわけでございますので、そこらはコストもかけながらですけれども、効果的な形をどうするのかということで検討していかなければならないと思っております。ただ、全体的な予算の中で検討いたしますので、

来年度の予算がどうなるのか、これから詰めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

議案質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

議案第95号 指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

福祉センターの件ですよね、95号。福祉センターについて、ちょっとお尋ねします。

平成17年度の福祉センターのところで、社会福祉協議会が指定管理者になっているわけですが、社会福祉協議会というのは高齢者対応だけでしょうか、それとも子育て、年齢とか、その辺にもちょっとあるんでしょうかということですが、この決算書、17年度の決算書の中で、このいただいている資金収支計算書という中、2ページのほうに母子・父子福祉活動費というのがあるんですが、それについてなんですけどね。だから、今は老人福祉センターって、老人という言葉がついていて高齢者のみの対応になっているみたいですが、子育てについて、例えばパソコン教室なんですけど、今ボランティアで先生、講師の先生をボランティアでしてもらっているみたいなんですけど、年に2回あるんですよ。年に2回が通算して日にちにしてどのぐらいあって、そして、そのあいているところ、あいている時間というのがすごいもったいないと思うんですよ。だから、そういうので、子育てのお母さんたちの社会復帰のためとか、そういうのに利用できないかなって、趣味だけにとどまらずですね。新しく支援センターとかってつくるにしたら、すごいお金もかかることだし大変だし、今あるこの施設でそういうのに対応できないかなと思うんですけど、平成17年度にあった分なんですけど、母子・父子福祉活動費は、この社会福祉協議会、それでなされているみたいなんですけど、だから、福祉センターに関してもそういうので対応できないかということをちょっとお尋ねしてみたいんですけど。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

議案第95号の指定管理者の件についての御質問ですが、嬉野老人福祉センターを老人福祉

だけでなく、広く利用できないかという御質問というふうにとってもよろしいですかね。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）その件に関してのお答えということで答えさせていただきます。

まず、老人福祉センターそのものは、老人福祉法に基づく老人福祉センターということで整備をいたしております、国庫補助等を投入した施設ということでございます。基本的には老人福祉を行うための施設でございますので、これをそれ以外の施設に利用するという事になれば、用途変更などの協議ということが必要になってくるかと思えます。

まずはこの施設そのもの、本来の老人福祉の施設ということで、もっとこれから、またふえてまいります老人の皆さんへの福祉の向上を図っていかねばならないというふうに思っています。（「あとパソコン教室のその稼働日数というか、今現在のですね」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

福祉課長。

○福祉課長（近藤ヒデ子君）

老人福祉センターのほうでのパソコン教室の利用状況ということですが、1つは高齢者を対象にしたパソコン教室が行われております。その分については、パソコンに興味のある高齢者の方がボランティアで講師の方を雇って、それで、自分たちの好きなときにサークルのようにして行っておられます。回数については、ちょっと把握しておりません。申しわけありません。

それともう1つは、その場で障害者を対象にしたパソコン教室がその中で行われたというのを聞いております。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

そしたら、障害者はできて、子育て中のお母さんたちとかというのも使えるのも可能じゃないでしょうかね、その辺がですね。

もう1つお尋ねしていたのが、この母子・父子福祉活動費って、これがどういうことに使われたのかって、これをお尋ねしたかったんですけど。社会福祉協議会の老人福祉センターの管理会議に関する業務という中のこれですね、決算書、17年度の分なんですけれども、その中の2ページです。下のほうから3分の1ぐらいのところ、母子・父子福祉活動費ということなんですけど、これがあるんですけども、これがあと18年度、19年度、ちょっと項目なかったんですよ。指定管理者になる以前のものには、これがあったんですよ。だから、指定管理者というのは、本当に何回もほかの議員もおっしゃったように、本当サービスを向

上させるための方法とか、経費の削減は主に人件費の削減とかになるんでしょうけれども、民間の活力を導入したということなんでしょうけれども、もうちょっと融通性がきいたような方法というのが必要だと思うんですけども、かえってなくなっている、この内容についてちょっとお尋ねしたいんです。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時 7 分 休憩

午後 1 時 9 分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

まだ資料をちょっと見つけ出していないんですけども……（発言する者あり）社会福祉協議会自体は、トータルな意味で地域福祉活動を実施いただいておりますので、必ずしも老人福祉だけの事業を行う団体ではございませんので、全体的な地域福祉の中の事業で、事業は実施していただいております、その中で母子・父子福祉活動費ということで、予算が計上されているというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時 10 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

これにつきましては、中身の詳細につきましては、母子福祉活動事業で何を計画されていたのか、この場では即答できませんが、恐らく市の事業との重複を避けるという意味で、効率的な予算編成が行われた結果ではないかと思いますが、正確なお答えにつきましては、後日回答させていただきます。（発言する者あり）社会福祉協議会のほうに確認をいたしまして、御回答を申し上げます。

○議長（山口 要君）

福祉課長。

○福祉課長（近藤ヒデ子君）

資料がたくさんあってわかりにくくて申しわけありません。今、17年度で母子・父子の分

が載っているけれども、18年度は載っていないということの御指摘でしたけれども、18年度の決算書のほうにもその計上をされているようです、支出のほうで。この分の母子福祉に関しては、社会福祉協議会全体の事業の中での配分で計上されておりまして、老人福祉センターにこの分が必ずしも入っているということではないと思っております。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号 指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号 指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

嬉野保育所の指定管理者についての御提案に対して質問いたします。

まず市長にお尋ねなんですけれども、平成10年7月に旧嬉野町で臨時議会が開催をされました。その案内が私に来まして、そして何の臨時議会かと議会事務局に聞いても、その当時の厚生課長に聞いても、あしたの臨時議会が何の臨時議会があるか教えてくれない、知らないと言うんですよ。こういうことを今思い出しております。それぐらいあの当時、反対という運動もあったでしょう、確かにですね。せこいやり方で臨時議会を開催されたということを今私は思い出しております。

そこで市長にお尋ねなんですけれども、いわゆるその当時は、吉田の公立の保育所と皿屋の保育園、これが統廃合して一本化されるということで決定がなされたわけなんですけれども、その後、吉田保育所に働く人たちは嬉野保育所に転勤をいたしまして、そして保育事業なり、あるいは子育て支援事業に従事をされてきた経緯があるわけです。その当時、平成11年の議会の議案質疑の中でも何回かお尋ねを市長にした経験があるわけなんですけれども、今後の嬉野保育所のあり方としてどのように考えているかという私の質問に対して、その当時の谷口町長は、嬉野保育所は公立保育所として、私がトップである限り子育て支援の核としてやっていきたいというふうに発言をされてきた経緯があるわけなんですけれども、そのことを私はきのうのように思い出すわけなんですけれども、そのことは市長は覚えておられますでしょうか。

また今回、職員の方、保育士さんですね、栄養士さん、調理の方がいわゆるリストラに遭われるわけなんですけれども、その方たちは、保育所の保育士さんとして、あるいは栄養士さんとして、調理師さんとして、雇用をされたという経緯があるわけなんですけれども、この方たちの今後の処遇についてどのように市長としてお考えなのか。また、市長としてこの対象者の方と協議をされた、あるいは話をされた経緯があるのか、そこら辺についてもお尋ねをいた

します。

そしてもう1つは、今の嬉野保育所の保護者の方については、いつごろ、どのような説明をされたのか。そして、保護者の方の反応について、どのような反応であったのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、担当部課にお尋ねをいたします。今回の応募については、ルンビニ福祉会ですか、これのみの応募であったのか、ほかに応募がなかったのかお尋ねをいたします。

それと、今回の選定委員会で、ルンビニ福祉会でこの嬉野保育所の指定管理を行っていくということに決定したと思うわけですが、そこで保育士さんの関係です。ルンビニ保育園で現に指導を行われている方が転勤をされて来られるのか、それともすべてが新規採用ということで、この嬉野保育所の保育に従事されるのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

それと、この指定管理者制度、特徴として、民間活力の導入、あるいは民の力でサービスの質も向上ができるというふうによく言われるわけですが、また、今回のルンビニ福祉会さんの理念の中で、経営方針の中でも、このことに触れられておられます、質の向上という部分をですね、保育の。そこでお伺いしたいんですけれども、いわゆる現在の嬉野保育所よりも保育のサービス面で、あるいは質の面ですぐれたところはあるのかどうか。あると感じた部分について御発言をいただきたいというふうに思います。

それと、議案資料の46ページです。

施設の現状に対する考え方及び将来展望について、応募するに当たって触れられておられます。その中で将来展望を明記されておりますけれども、「将来の展望については、3年間の保育園運営の経験をもとに、完全民営化されましたら、可能な限り早く園舎の新築又は改築に踏み切り、より良いサービスの提供をしていきたい。そして、当地域で模範的な保育園の地位を目指したいと思います」というすばらしいことを、その考え方を述べられておりますけれども、これ3年後の約束までされて今回の選定とされたのか。そこら辺について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まず、1点目のその臨時議会の開催について十分告知がされていなかったということでございますけれども、そここのところにつきましては、通常の手続で行っておったと思いますので、その当時の議会のほうから、中身がわからなかったというふうな話は承っておりません。ただ、議論をいただく中身について、事前の説明があっただろうかにつきましては、私もちょっと承知をしておりませんので、お答えはちょっと今のところはできかねるところ

でございます。

次に、吉田保育所を一応新しく建て直すということで、当時の社会事業助成会のほうにお願いをしたわけでございまして、その経過については十分承知をいたしております。そういう中で、やはり当時職員さんがおられたわけでございますので、その職員さんは私が責任持って、全部嬉野保育所のほうに異動をしていただきたいということでお願いをして、御了解をいただいたということでございます。その後、議会等もございまして、これからの保育行政についてどう行っていくのかということでございますので、私の心づもりとして、そのようなことはお話しを申し上げたということは承知をいたしております。

今回のことにつきましては、その後の経過もございましてけれども、今後の嬉野の保育行政のあり方、また現在の施設等のあり方等を見て、そして、その当時とはまた変わった形で指定管理者という制度もできましたので、今回このようなこと、踏み切らせていただいたというふうなことで御理解をいただきたいと思います。

また、職員さんにつきましては十分担当課のほうで話をさせていただいて、現在の職員さんの御勤務されている知識、経験を生かせるようなところで御勤務をできるだけしていただくようお願いをしたいということで御説明申し上げて、御了解いただいたというふうに承っておるところでございます。私が直接職員さんと話をしたということはございません。担当のほうで、まず話をしてお聞きいただきますからということで、説明を申し上げておるところでございます。

また、御父兄さんにつきましても、2度説明をさせていただいたと思います。2度、3度ですね。そして、当初はいろいろ資料不足等もございまして、いろんな御意見もいただきましたけれども、最終的には御父兄の方も保育の質の向上とか、そういうものを希望されて、そして今のところは御了解をいただいているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

何点か御質問ありましたので、お答えしたいと思います。

まず、今回の指定管理者の応募については、ルンビニのみかということでございましたけれども、今回の応募については、市内に応募を求めましたけれども、ルンビニ保育園さん1カ所でした。

それから、職員の採用につきましては、こちらから一応条件としてお示ししておりますのが、現在、派遣職員で勤めている方が9名いらっしゃいますので、この方たちは優先的に採用をお願いしますと。本人が望まれた場合、なるべく職員が大幅に入れかわるということがないように優先的な採用をお願いしているところでございます。そのあと、この指定管理

者の議案が可決されましたら、できるだけ早い時期に職員の採用の計画がとおりになるというふうになるようでございます。

それから、ルンビニ保育園になった場合の、民間活力を導入して現在よりも質の高い保育が可能かというお尋ねだったかと思えます。

ルンビニ保育園の園長先生自体、素晴らしい保育の理念をお持ちであります。そういった中でしっかりした保育を行っておりますので、現在よりも保育の質が低下することはないというふうに思っております。

それから、46ページのほうで完全民営化に触れているが、どうしてかというお尋ねでしたけれども、指定管理者の募集をいたします際の条件に、応募の条件の11項目めに、指定管理者は、指定期間終了後の平成24年4月から引き続いて完全民営化としての保育所運営へ円滑に移行できるよう、その準備等をお願いしますと、については最大限の努力をお願いしますというようなことを応募の条件にいたしております。しかしながら、もちろんそういう民営化の受け皿ということをお願いはいたしておりますけれども、3年間経過後に、そのままこのルンビニさんが適正であるどうかの判断は、またその時点でさせていただいて大丈夫ということで確認した後、民営化は移っていくというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

一通り御答弁いただきましたけれども、まず、いわゆる保育士さん、今現在嬉野保育所におられる方の処遇の問題で、内諾をいただいているというふうに市長は答弁をされましたけれども、それなりの今後の業務、あなたはこういう業務についていただきますよというようなことがはっきり明確にその職員の方たちに通じているのか、そのことに対して内諾をされたのか、そこら辺について、1点目はお伺いをいたしたいと思えます。

それと、もう1つは部長にお伺いしたいんですけれども、いわゆる優先的に今の派遣の方の9名の方を雇っていただくというような条件をつけていますというふうに言われているわけです。そこで、その収支予算書との絡みで若干お尋ねしますけれども、この中に、職員は14名さんですかね、園長さん、主任保育士さん、保育士さん、栄養士さん、調理師さんということになるわけですが、この9名の方の派遣社員、今の派遣社員の方ですね。これについては、この給与がここに収支予算書に書いてある、16ページでありますけれども、この給与が――要するに給与を充てていくのかですね。それとも現状のいわゆる派遣社員のもらっている報酬というものを充てていくのか、そこら辺についてどのように約束をされているのか、お伺いをいたします。

それと、このルンビニの園長先生は、いわゆる保育事業についてしっかりした理念をお持ちだということで担当部長は言われましたけれども、どのような理念をお持ちなのか、部長

はどのように把握されているか、そこら辺でお伺いいたします。

それと、いわゆる3年後の問題について触れましたけれども、この場合私は、条例でいういわゆる嬉野市、公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例というものが適用されるべきじゃないかと思うわけですが、それについて、これをもとに公募するべきだというふうに思うわけですが、部長が言われた3年後の云々の分の公募の要件に、やっぱり出すということ自体は問題じゃないかというふうに私は思うわけですが、そこら辺について再度御答弁をいただきたいというふうに思います。それは1回目の答弁に対する質問であります。

2回目というか、もう1つ担当課にお伺いしたいんですけれども、年間の事業計画書というものを今回出されたルンビニさんのを見てみますと、現在の嬉野保育所のいわゆる年間スケジュールと何ら変わらないわけです。そこで、何が指定管理者にしてメリットなのか、担当課として、担当部として、ぜひどのようなお考えかお伺いをいたします。

それと、もう1つ、これ市長にお伺いしたいんですけれども、いわゆる先ほどから私の質問に対して、今の嬉野保育所の職員さん内諾をいただいたということでもありますけれども、この職員さんのいわゆる労働条件の変更に当たるわけです。市役所、自治体職員については、組合は結成していいわけですね。そこで市長にお伺いしたいんですけれども、いわゆる自治体の職員の団体交渉権ということについて、どのように理解をされているのか、そこら辺について御答弁をいただきたいというふうに思うんです。

私は以前の吉田保育所の時も申しましたけれども、ずっと県下の自治体の労使関係については調査をしてみました。しかし、県下の中で3自治体、嬉野市のような話をしていないところがあるんですね。しかし、ほかの自治体、佐賀市だろうが、鳥栖市だろうが、武雄市だろうが、鹿島市だろうが、全部このような職員の労働条件の変更にかかわる議案については、上程する前に労使間で協議をして、そして妥結した後に、繰り返しになるけど上程されているんですよ。そのほうが職場がうまくいくというふうに大体判断をされているわけです。

しかし、本市については、依然として話もされていないし、逆に言えば、私から言えば、労働者の側に立つ立場の人間としてむちゃくちゃ扱っておるやないかと、人間扱いされていないんやないかというふうに思うわけですが、市長、そこら辺についてはどのようにお考えなのか、ぜひ御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

職員さんとの話し合いのことをございますけれども、一応私もそういう点は、以前から随

分心配をしておるわけでございまして、やはり気持ちよくというのは語弊がありますがけれども、理解をしていただいて勤務していただくのがやはり一番理想的だというふうに思っております、そのことは、担当部また担当課にも指示をいたしまして、職員さんとできるだけ早く話をするようにということで話をさせたところでございます。その結果は、また異動のことでございますので部、課、いろいろあるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、現在のやはり勤務している経験、そういうものを生かせるような職場で働いていただきたいということをお話を申し上げて、今進めておるところでございますので、そういう点は御理解いただくというふうに思っております。

以上でございます。（「団体交渉権に、どっちからでもいいですよ、答弁は」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（森 育男君）

それでは、お答えをいたしますけれども、団体交渉権のお尋ねでございますけれども、当然、労働三権ですか、これが定められてありますので、労働交渉権というものはされると思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

では、担当課にお尋ねになった点についてお答えしたいと思います。

まず、理念がすぐれているということだけど、どういうことかということですが、まず保育園を利用されるお子様にとって最大の利益は何かと、そういう視点に立って保育をやっていきます。それと子供さんを育てるだけでなく、その背後にある保護者の方にも必要な支援を行って行って、健やかな園児の成長に寄与していきたいという考え方と、通常、特別保育事業なんかもよくルンビニさんお願いしていますけれども、市からお願いされたことについては、断らず積極的に受け入れをいたしますという、そういう姿勢をお持ちでござい

ます。

それから、公の施設3年経過後は再度指定管理者の応募をするべきでないかということですが、さきの保育所問題検討委員会の中で一応、基本的には民営化いいですよということのお答えをいただいております。しかしながら、直ちに民営化という場合には、市民の方の不安等もあるだろうから指定管理者を挟みながら、一定期間、市の関与をしながら、その後、民営化の手続を行いなさいというようなことでございました。

そういった意味で、検討委員会の行いを踏まえながら、今回指定管理者の募集に当たっては、一応、指定管理者は3年間いたします。その後については、民営化の受け皿となる

ようにお願いしますというような条件のもとに指定管理者を募集いたしておりますので、3年経過後に、その民営化が受け皿として必要かどうかという御判断を仰ぎたいというふうに思っております。（「派遣の、今の派遣の9名は何ですか」と呼ぶ者あり）

指定管理者のメリットにつきましては、今自体、市で保育を行っていくといったことは限界に来ておりましたので、適正な保育が指定管理者によって行っていけますので、その点が一番のメリットかなと。それと、指定管理料につきましては、基本的な認可の保育園に支出しております委託料、保育の措置費の分相当だけの支出ということになりますので、予算的には減額が期待できるのではないかなというふうに思っております。

以上です。（「派遣の人の9名を引き継いでもらおうと、その給与体系について」と呼ぶものあり）

派遣職員の給与体系につきましては、恐らく正職員としての雇用になろうかと思っておりますので、現状よりは期末手当等も入ってまいりますし、職員の給与としては、上昇は確実だろうというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

3回目ですね。私が心配しておるのは、まず派遣保育士さんの問題です。この中で、いわゆる職員俸給と賃金ということで、収支予算書で分けてあるわけですね。大森部長にお伺いしたいのは、その保育士さんの職員俸給、園長、主任保育士、保育士さん——保育士さんが給料が3ランクに分かれて3名、4名、3名ということで10名さん嬉野保育所で働くようになっておるわけですね。この10名の中に9名が入り込むというふうに理解をしいのか、それとも賃金の中で契約保育士という形で雇われるのかですね。これも中身はわかりませんが、非常勤保育士なのか、そこら辺もやっぱりきちっとすべきじゃないか、しておくべきじゃないかというふうに思いますけれども、そこら辺について話は進んでいないのでしょうか。

それと、私が先ほど申した3年後のことを条件に公募したと言うけれども、それは何を根拠にされているかというのを私は知りたいわけですよ。私は、先ほど申しました指定管理者の指定の手續に関する条例を適用して公募したとするならば、そういうことはできないんじゃないかと思うわけ、私の判断はです。どの条例を使ってそういう公募の条件をつけたのか、どこを見ればそれができるのか、そこら辺についてお答えをいただきたいと思っております。

それと、終局、谷口市政になって、いわゆる指定管理者、あるいはアウトソーシングというものがどんどん行われるようになってきたわけですね。いろんなところ、あるいは職員も減らされていきました。しかし、一方、考え方によっては、私ども議会も賛成してきた部分はあるわけですが、アウトソーシング自体が嬉野市における雇用の不安定、ある

いは嬉野に残って働こうという意欲をなくしているんじゃないかというふうな気がしてならないわけですよ。

例えば、今回の保育所でもそうですけれども、専門職、いわゆる保育士という専門職、短大あるいは大学出た人がこういう仕事につくわけですよ。しかし、俸給を見れば、物すごく安いんですよ。主任保育士で214,600円ですよ。保育士で166千円、161千円、157千円、こういう専門職の方が安い低賃金で働かざるを得ないようにしているのは市なんですよ。市長の責任もあると思うんですけど、今、雇用の問題、派遣社員の問題、社会問題化されています。嬉野市見てみれば、いわゆる国立病院、これも独立行政法人になって、いわゆる正規の看護師さんたちがどんどんやめていって、新規は臨時職員ですよ、看護師さんが。あれだけ専門職勉強した方々が安い低賃金で働いておられます。JRバスも3割カットの低賃金労働者になりました。どんどんどんどん、農協も多くの方が仕事をやめておられます、若い方が。このように、嬉野市で働くところがなくなってしまっている。どこかの自治体のように、定住人口をふやすなら、1つは、市役所も雇用の場として考えておかにゃいかんということもあるんじゃないかと思うわけ、今後はですね。

今、国が何を言うておるか、派遣社員の退職、雇用不安を解消するために自治体で雇いなさいということをもた言ってきたわけですよ。そこら辺についてやっぱり、今後も谷口流に民間出身であるわけですけども、その手法を、今までの手法をずっととるつもりなのか、そこら辺について、市長のお考えをお聞きいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

まず、派遣職員の処遇ということでお尋ねだったんですけども、派遣職員につきまして、これもまた応募の条件の中に、派遣職員の9名については希望を踏まえ、また児童への影響を考慮し、最大限雇用について配慮してくださいというような条件をつけております。基本的には、まだ指定管理者として決定はしておりませんので、この議案が可決されればお話はできるのかなというふうに思っております。

それと、3年間の指定管理者について、この次3年後、なぜしないのかということですけども、どこに根拠があるのかということですけども、指定管理者を募集する際に、民営化という、民営化の受け皿ということをはっきり打ち出しをいたしておりますので、その中で、民営化の受け皿としての的確であるという判断のもとに、今回も指定管理者の選定委員会で選定をいただいたというふうに考えておりますので、3年後、民営化が可能な団体ということを確認できれば、民営化は可能だというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

現在の嬉野市の雇用情勢と嬉野市職員に関係する今後の雇用のほうでございますけれども、やはり私といたしましても全体的な市政全般をあずかっておるわけでございますので、できるだけ市政全体に円滑で、また推進できるように努力をしているわけでございまして、そういう中で、残念には思うわけですが、議員御承知のように、それぞれ財政的にも非常に厳しくなっておるところでございまして、そういう影響がいろんなところに出ているというふうに今、指定せざるを得ないわけでございます。

しかしながら、その反面、やはり民間のいわゆる活力等を生かしていくことによって、また、行政ではなし得なかったことも可能性としてはあるのではないかなと、そういうものを相見ながら、市政としてはとり行っておるところでございまして、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

また、全般的なやはりこの雇用の情勢の厳しさということにつきましては、私どももいろんな機会にやはり国、県なりに、この景気対策ということにつきましては訴えをしていかなければならないというふうに思っておるところでございまして、そういう点で状況としては非常に厳しさを年毎に増しておるわけでございますが、私なりにできる限り努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

関連について質問をさせていただきます。

今までの嬉野保育所の経営理念、あるいは保育教育には多大な配慮をしていただいて、本当に感謝しております。十分な保育ができていたと思っております。

ただ、昨今の状況を見ますと、民営化というのは必要不可欠でありますし、私も民営化の推進を考えておりました。それで、今回の指定管理者によるルンビニ福祉会というのが選定される状況になりまして、園長先生とは旧町時代、エンゼルプラン作成から次世代育成事業作成までに委員として参加していただいて、その保育に対する経営理念、あるいはその活動には本当に敬服しておりましたし、次世代育成作成事業の策定においても園長先生の考え、並びに教育指針というのが取り入れられて作成されました。十分なエンゼルプランの策定と次世代事業策定ができたと思います。それで、私は歓迎をいたしております。（「賛成討論やろう。議案質疑よ。賛成討論やん」と呼ぶ者あり）賛成討論をするわけじゃないですけど。（発言する者あり）

それで、そういうあれがあるんですけど、自分は長く言って人には短い質疑をせろという

ことではないと思いますので、今後、質疑に入らせていただきます。

乳幼児教育の必要が叫ばれております。ここは乳幼児教育に関しては、かなりの経験と年数を持っておられます。特に嬉野市は、女性が乳幼児を抱えて働くという方がたくさんいらっしゃるんです。その乳幼児教育が不認可の施設があつて、そこに乳幼児が保育されていたケースがあります。それで乳幼児教育というのを特に受け入れられておりますので、実は3番の施設の現状に対する考え方なんですけど、乳幼児教育を本当に嬉野町内の乳幼児を本当にすべて抱えるには、施設があそこは狭過ぎるんです。それで、私はこの3の施設の現状に対する考え方及び展望というのを考えられたと思います。ですから、3年以内に、やはりたくさん乳幼児がこの新しい保育所に申請をされると思いますので、今後、やはりこの移転あるいは新築、改築、増築、これを市で3年以内に考えていただきたいと思います。それが質問の1点です。

それともう1つは、定款の変更をなさっていると思います。最初の設立時の定款が、役員名簿がございますけど、新しい定款変更をなさった、近々の役員名簿をよかったら教えていただきたいと思いますが、その2点でございます。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時 47 分 休憩

午後 1 時 48 分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

施設の改修という点では、ルンビニの理事長さんも現地御存じですので、建てかえが必要ということは十分考えていただいております。また前向きに検討していただいておりますので、市も協議しながら、移転新築のことを念頭に置きながら話は進めていきたいと思っております。

それから、もう1つは理事さんだったですかね。役員さんにつきましては、後ほど、原本のコピーを差し上げたいと思っております。（発言する者あり）今お手元に配付しております分が最新ではないかというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

設立当時の役員名簿はございますけど、これは設立ときに登記されたもので、申請書には最新の登記の役員名簿が必要だと思いますけど、その申請書に添付された役員名簿は、どのような人員だったのでしょうかと思って。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

確かに役員名簿につきましては、この資料の中にございませんで、後ほど取り寄せてお渡ししたいと思います。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

多分申請書っていうのは、最新の登記された名簿が必要だと思うんですけど、設立当時ではなくて。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

登記簿に記載されている分につきましては、設立当時の役員が記載されているというふうに思います。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

いや、ただですね、ここで私の勘違いかもしれませんが、亡くなられた方がいらっしゃるんですよ。それで、そういう場合は即座に変更登記が必要なので、その変更登記された役員名簿はどんななっているのでしょうか。それが恐らく申請書には、変更された登記の名簿が提出されているはずだと思いますけど。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 1 時 51 分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、再開します。

そのことにつきましては、後日、資料の配付をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

そのことなんですけど、このルンビニ保育園の園長さんというのは、塩田のほうとこっち、今度、嬉野のほうの指定管理者になられる場合は兼任されるのでしょうか。同じ方がなさるんですか。

○議長（山口 要君）

もうちょっと、はっきりおっしゃっていただきますように。

○4番（秋月留美子君）

保育園の園長さんですけれども、同じ方がなさるんでしょうか、塩田のほうと、こちらのほうと。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

計画の中では、別の方がなられるというふうにお聞きしております。だれがなられるかというのは、まだ存じておりません。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

兼任になると常駐というか、両方だったら、かけ持ちだったら大変だろうなということで、こちらで園長のお給料も書いてありますし、ということは両方から取られるようになるというふうなことも考えましたし、そして別の方がなるってということは、まだそういうことを決めていないということなんですね。そういうことの、園長さんというのは一番大切かなとは思いますが、そういう方の名前もまだ決まっていなくて、指定管理者ということをもう進められていくというふうなことなんですよ。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

御予定はあられるというふうに思いますけれども、相当年数の保育士としての経験のあられる方を念頭に置かれているというふうにお聞きいたしております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案第98号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

まず、議案書1ページから9ページまでについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案書9ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書10ページから23ページまで、歳入予算全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

18ページです。寄附金の関係で1目の一般寄附金ですね。これで御説明によると、指定寄附金の話があったというふうに説明をされたわけですがけれども、この指定寄附金についてはどのような条件がついて寄附がなされたのか、そこら辺について1点目をお伺いします。

それともう1点は、ジーベックから3,000千円の寄附をいただいているというふうにお聞きをしたわけですがけれども、この中に入っていると思いますけれども、これは前回の議会の中で土地購入の部分が出てまいりました、ジーベックですね。土地購入の議決がされて、これ寄附金ともらうことに対して、私は若干違和感を感じるわけですがけれども、そこら辺について何も感じられないのかですね。

それともう1点、一般寄附金をするのが好ましくない方というのが、やっぱりこの嬉野市民の中でもおられると思いますけれども、どういう方が一般寄附金をしてはならないのか、そこら辺アバウトで結構ですので、お答えをいただければと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（森 育男君）

まず最初の、寄附の指定寄附というような御質問でございましたけれども、今回のこの寄附については、あくまでも一般寄附でございますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

それから寄附の特定ですか、どういうふうな方がっていうことでございますけれども、それは特段大きな規定はないと思いますけれども、ただ、市の行政にどういいますかね、1つのそぐわない団体といえますか、そういうふうな団体からは、やはり受け入れることはできないんじゃないかと、そのように理解しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

ジーベックの跡地につきましては、さきの9月議会において購入を決定いただきまして、はっきり申し上げましてかなり市価より、路線価からすればかなり安い金額ではなかったかというふうに私たちは理解しております。このジーベックの3,000千円の寄附の意味は、昭和47年やったですかね、第1号として企業進出をされて、それなりの対応を塩田町として、いろいろ地域にお世話になったという意味での、撤退をするに当たっての地元に対する感謝の意ということで、ほかに意はないかと思って一般寄附として受け取っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

指定寄附金という意味は、一般寄附金で寄附をされますけれども、いわゆるこういうことに使ってくださいということでの指定というのがなかったのかどうかということをお聞きしておるわけです。例えば、Aというところをこうして福祉に使ってくださいとか、子育て支援にぜひこの寄附金を使ってくださいという意味で、そういう指定をされて寄附があったんじゃないかということをお尋ねいたしているわけです。

ジーベックについては、これは長年塩田町にお世話になったからというその行為はありがたいことなんですけれども、やっぱり9月議会で土地購入の予算をお願いして、議決して、その後にこういう寄附金が出ると、何か裏があったんじゃないかというふうに言わざるを得ないような状況であるような気がしてならないわけですね。そこら辺で改めて、そこら辺はどうも思わなかったのかですね。それはありがたい寄附だから、いただきましょうということにいただいていいものか、そこら辺をお聞きしておるわけです。そういうのが事前におわかっておれば、3,000千円安くしてもらったほうがよかったわけですね。そこら辺についてどのようにお考えなのか。

それと、一般寄附金の関係ですけれども、例えば、寄附金をする好ましくない方というのはやっぱり請負業者であったり、補助金をもらっている団体、あるいは議員等もそうでしょうけどですね、そこら辺が何らかの形で、条例なりそういう形で明らかにすべきじゃないかと思えますけれども、そこら辺についてはいかがですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（森 育男君）

一番最初の御質問にお答えいたしますけれども、今回のこの一般寄附については、いろんな条件的なことはなく、通常の一般の寄附ということで、市政のほうに反映をさせていただきたいということで、いただいております。

それから条例の中で、そういう寄附にそぐわない団体、こういうものを整備する必要があるんじゃないかという御質問でございますけれども、その辺についてはまた今後、各関係市町村の状況を踏まえて検討をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

ジーベックの跡地の問題でございますけど、この寄附の申し出は、契約後での、契約の話が決まった後での話でございます。事前にこういったものがあって、それがこちらの取得価格に上積みされているという形ではございませんので、そこら辺は全く、市としましては

お世話になったという、そういった意味での寄附だというふうに受け取っております。

(「終わります」と呼ぶ者あり)

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入予算全部についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書、歳出24ページから30ページまで、第1款、議会費及び第2款、総務費についての質疑を行います。質疑ありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

ごく簡単に質問をいたしたいというふうに思います。

まず、25ページなんです。25ページの7目の企業誘致費の中の委託料なんです。企業誘致用地の境界復元測量というのがあります。このことについて内容の御説明をお願いしたい。

それから、もう1点は、29ページです。29ページの指定統計費でございますが、これは緊急な統計なのか、それとも定例的な統計なのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お尋ねにお答えしたいと思います。

まず25ページ、7目の企業誘致費の13の委託料の500千円のところだと思います。

今回、境界復元測量と地積更正業務ということでお願いしておりますけど、9月議会の折にジーバック跡地を購入する際に資料としてお渡ししておりました地図を思い出していただきたいと思いますが、あそこが8筆の境界未定地になっております。当時、境界を定めるために、周囲の方の御了解が得られなかったということで、あのような形で現在まで至っておりますけれども、今回、地権者の方がお亡くなりになって、その相続されている方に対して、今回、承諾が取れるということになりましたので、この機会に筆界をはっきりさせて、できれば8筆全部を合筆して1筆にして市の市有地としたいということをお願いしているものでございます。

それから、次の統計費でございますけれども、今回の増減額の補正でございます。結果としては352千円の増額補正でございますけれども、これは指定統計として5年越しに行っております各種の統計調査の費用の確定ということでしているものでございます。今回確定しましたのが工業統計調査、それから住宅土地統計調査、それから漁業センサス、この3つが確定をいたしましたので、今回お願いするものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そうすると、この筆界については、要するに隣接者との了解が得られて、今回筆界を調査するということで理解をしておいていいわけですね。

それから、もう1つの指定統計につきましては、その緊急性じゃなくて、あくまでもさっきの3項目の指定に対する精算だということで理解をしておいていいわけですか。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

そのとおり理解していただいていると思います。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

1つお尋ねをしたいのは、これは条例にもかかわって、条例のところでも聞こうかなと思ったんですけども、全体的な一般財源の中で全部係りますので今回しますけれども、まず、今回何で14人の削減補正ということで組まれたのかですね。異動に伴うというこの中身もよくわかるんですが、一番大きいのが14人の削減ということで、今回、全体的な給与、手当、共済あたりが全部減額で上がってきているわけですよ。何で12月議会でこの大きな減額が出てきたのかと、詳しいところで、後で一つ一つ聞いていきたいとは思いますが、まず総務課の所管の一般管理費ですよ、今回、職員数が41名となっております。当初が44名だったんですよ。44名が41名に減、人数が3人減った割には約20,000千円近い給与の増額、手当も5,300千円というふうな大きな増額が見えているんですよ。そのかわり共済費は3人減った、そのあたりまで含めてなんでしょうけれども680千円減ってる、減額なんですよ。だから、共済費については私も大体理解できるんですけど、言い方を変えれば、幾ら等級が上の方が異動になったにしても、ここで3人減と、この給与の20,000千円近くの増額というのがなかなかわかりにくかったんですけど、このあたりについて、まず御説明をいただきたいと思うんですけども。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

今回の補正につきましては、7月に行いました機構改革に伴う人事異動の補正でございます。

す。

まず、14名の減でございますが、まず、昨年12月に当初予算を積算いたします。このときに退職者等を見込むわけですが、19年度の退職者が10名いらっしゃいます。このうち、12月まで判明していた分が2名、それから定年退職者が5名、計7名分については本来計上すべきでない数字と思いますが、私のチェックミスで計上されておりました。その分で、7名の減です。

それから、当初予算を積算後、1月から3月まで、新たに中途退職者が3名出られました。予算より3名また今回減ですね。それと新規採用を3名予定しておりましたが、1名しかできませんでしたので2名減ですね。それから、県より派遣されておりました、福祉関係に派遣されておりました1名、この分予算計上しておりましたが、結局、再度派遣をいただかなかったということで、1名減ですね。それと、佐賀西部環境組合、これは職員派遣、出張派遣みたいな形でやっておりましたが、20年度から新たに完全なる派遣となりましたので、給与が一部事務組合のほうで持つようになりましたので、1名減ですね。それで、計14名の減になっております。

職員数は以上です。

それから、一般管理費のほうは給与等がかなり増額になっております。これは機構改革に伴ってふえた分なんです、当初予算を策定するときには、一般管理のほうには、部長職が総務部長だけだったと思います。今回、一般管理の中には企画部長も入っております。部長職が1名ふえたのと、それぞれの人事の異動関係で、個々の職員の給与の差額等でこれだけの差額が増額補正をお願いしているものです。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

企画部長の分が今度こっちの一般管理のほうに入ってきたから、その分が上がったということですよ、今の説明でいくと。

いや、そしたらですよ、そんなら企画部長の給与の分はどこを見ればいいのか。企画のほうでは結局出てこないわけですよ。企画にしても、すべてがこの一般管理費の中に入ってくるわけでしょう、全部がですね。だから、企画部長の分が抜けていたとなれば、いや抜けていたのか、それともどっかにあったのか、そのあたりがちょっとわからないのと、もう1点は、詳細については、ずっとわかったんですけども、ほとんどが言い方を変えれば、早くわかっているんですよ。今年度の3月あるいは4月の段階で、大体わかっているじゃないですか、減、職員数の減というのがです。それが、今何で12月の時点で出てきたのかなという点なんです。極端に言えば、早い時期では6月補正でも十分対応できた分もあったか

と思うんですよね。あるいは、最終的には9月の時点では、今言われた分の説明については確実に把握をされていたと思うんですよ。ただ、人事異動に伴う給与の増額というのは、今度の12月じゃなかったらわからなかったかもわからないんだけど、その前の人数の減については、極端に言えば6月、あるいは9月の段階で把握をされていたと思うんですけれども、何でその時点で、補正をかけなかったのかなという、その2点お願いしたいんですけど。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

まず、企画部長の件は、昨年度は総務部長と兼務しておりました。（「ああ、そうやったかな」と呼ぶ者あり）1人分しか計上しておりませんでした。

それと、補正の時期が今になったのは、議員言われるとおり、もう6月の段階で大体数字はつかめております。ただ、7月1日から機構改革を行うことで人間の異動を伴うと、人事異動を伴うと。本庁、支所間で異動するだけでも通勤手当も異なってきますし、子細については、決まった後にやりたいということで9月補正も考えていました。9月に出そうかということでしたが、また再度12月に、もし人事院勧告等で給与改定等があれば、再度また人件費の補正が必要だということで、12月に一度にやっ払いこうということ等があります。

それと、9月までに給与の費目を異動に伴って入れかえております。例えば、福祉部長のほうは福祉総務費から費目を入れかえたり、特別会計にあった下水道関係の課長の費目を一般会計のほうに移したり、いろいろそういう操作を行っておりますので、全体的に出し入れが多くなっております。それに職員異動が絡んでおりますので、全費目について出し入れで差し引きで増額になったり、減額になったりした経緯がございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今の一般管理の中の委託料のところの人材派遣、今回もまた2,787千円増額ということで計上されておりますが、この分については、どういうところに人材を派遣するわけなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

この分の補正につきましては、産休職員が出ましたので、その分の補充ですね。それと市長車の運転手のほうの勤務が、時間外が結構多くなりましたので、その手当のためにこの補

正をお願いしているものです。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員、いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

人材派遣ということで2,787千円、補正を組まれているわけですがけれども、非常に関連した質問で申しわけないんですけども、偽装請負ということと、この派遣ということとの関係、総務課長どのお考えでしょうか。偽装請負とは。（「具体的にどういう……」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

もうちょっと詳しく説明して。

○20番（山田伊佐男君）

いわゆる派遣会社が派遣をします。極端な言い方、総務なんかは、総務におる人からの要するに指導をしてもらわないとできないわけでしょう、この方たちは。この市役所という職場で。それについては、派遣できないというふうには私は理解をしているんですけども、そこら辺については勉強された経緯があったら御答弁をいただきたいと思います。後でもよかです、そしたら。後でもよかです。（発言する者あり）

○議長（山口 要君）

後でいいですか。（「後でいいです」と呼ぶ者あり）はい。

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

地域情報化推進費の分で今回は国のほうから13,000千円、緊急安心実現総合対策ということとでいただいて、今回、財源の振りかえをされているわけですね、13,000千円。一応これは6月補正のときに、広川原、それから西川内のブロードバンド整備ということでしておったわけで、そのときの説明では、来年度5,150千円程度が県のほうから、補助金なのか交付金なのかわかりませんが、いただけるようになっていくということで御答弁をいただいておったわけですね。今回、国のこういうふうな交付金をいただくことによって、このことについては何ら変更もないわけなんですかね。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

直接の私の所管——今は所管じゃないんですけど、6月の段階で私のほうでしたので、今

回、財源内訳ということになっております。合併特例債を活用して、ここを整備したいということで、合併特例債は御存じのとおり、三十数%は結果的にはうちの持ち出しということになりますので、その分の半分を県が出すということになりました。6月補正のときにはそのような説明をしていたと思いますけれども、今回は緊急の事業として国が見てくれるということになりましたので、当然国の補助の残が幾らか出れば、その分が県のまた負担ということですのでしてくれるということになると思います。

以上でございます。（「県は負担しないということですか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時17分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

再答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

当然、国からいただいた分については県の補助は出ません。その後の分については、県のほうから2分の1出るということで、当初5,150千円程度ということにしておりましたが、21年度で、その半額ぐらいいは県からも補助が来るというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そしたら、2,500千円程度の次の交付金として県のほうは間違いなく入るということで理解をしいわけですね。これが入ると入らないのでは、極端に言ったら、今回、合併特例債を振りかえた理由が辻つまが合わないような気がするわけですよ。県のほうが来ればですよ、5,150千円、いいけれども——2,500千円か、約半分の2,500千円。2,500千円来れば、どっちかといったらとんとんなのかなっていう、計算がちょっとできていないんでわからないんですけども、とんとんなのかなというふうな、ちょっと私イメージを持ったわけなんですよ。

合併特例債の分の結局、嬉野市の持ち出し分、起債としての金額の分と、県が5,150千円次年度は交付しますよという分が、極端に言ったら、今回の分で市の負担というのが少なければいいですよ。でも、6月補正の合併特例債のほうはまだ逆に有利だった場合は、ここで13,000千円財源の、結局、振りかえをする理由が見当たらないというふうに私は見解を持っ

ているんで、そのあたりが確実にそうなのかっていうのをちゃんとしていただけないと、私としては、これに賛成ができかねないなという気がするんですよ。

○議長（山口 要君）

地域づくり興課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

現在のところ、県のほうから来るということで21年度の予算には上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

くどくなりますけれども、間違いなく、そしたら今回振りかえることによって嬉野市の負担は軽くなるんですね。間違いありません。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

そういったことで考えて、この財源振りかえをしているつもりです。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第2款、総務費までの質疑を終わります。

次に、歳出31ページから37ページまで、第3款、民生費から第5款、労働費までについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第5款、労働費までの質疑を終わります。

次に、歳出38ページから43ページまで、第6款、農林水産業費から第8款、土木費までについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第8款、土木費までの質疑を終わります。

次に、歳出44ページから50ページまで、第9款、消防費から第12款、公債費までについての質疑を行います。質疑ありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

47ページです。47ページ、教育費の中学校費なんですが、工事請負費が25,000千円減額をされております。この減額をされた理由というのは入札減なるものか何なのか、お教えいただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

この分につきましては、塩田中学校の耐震補強工事の分でございます、入札減の分でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

入札減がせっかくついた予算の中から25,000千円の減額なんですが、これは設計変更等を加えながら、他に補強をしなければならないっていうような事案はなかったわけですか。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えいたします。

この工事請負費につきましては、当初予算で136,000千円計上いたしておりました。当初契約、入札をいたしまして106,428千円ですね。それから変更をいたしました分が4,553,850円ですね。合計の110,981,850円ですね。当初予算の136,000千円から、ただいま申し上げました110,981,850円を差し引きまして、残りの分の25,018,420円を減額いたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そうすると、もうほかには補強を加えることはなかったということですね。後になって、また新年度の予算であるとか、あるいは来年度に向けた補正であるとか、そういうことは絶対あり得ないわけですね、確認をしておきます。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

当然、耐震の I S T の結果に基づいて耐震補強計画が出されたわけですので、その計画どおりの補強を行っております。今後、その変更はございません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

44ページの消防費についてお尋ねをします。

常備消防費の負担金が4,114千円増額になっていますが、この内容、それから消防施設費の負担金、消火栓設置工事と消防施設かさ上げですか、これについて説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

まず常備消防の負担金の増でございますが、これは消防の維持費の交付税の算定基礎になります単位費用が10,500円から10,600円に上がっております。これに伴い交付税がふえました。ふえた交付税額に対して杵藤広域への負担金が74.9%ということで決まっておりますので、その分、交付税がふえた分について3,995千円増加しております。

それから、高速道路の救急隊の特別交付税、これも4,800千円から4,900千円と、100千円増額になっております。

それから、もう1つ退職手当の基金の特別積立金です。これは消防の基準財政需要額の杵藤広域圏組合の構成比割になっておりますので、これで19千円ふえております。計4,114千円の負担金の増でございます。

それと、消防施設費の消火栓設置工事900千円、これは塩田の光武地区の消火栓を設置しておりますが、これが老朽化しまして漏水しております。至急取りかえる必要がありますので、この分、地下式に変更しますが、これの900千円をお願いするものです。

それから、消防施設かさ上げですが、これは嬉野地区の国道の改修に伴い、消火栓のマンホールのふたが少し沈みますので、このふたをかさ上げるものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

その消火栓設置工事で光武地区の老朽化に伴う工事ということですが、これは結構こういう補正にかかってくるわけですね。とすればですよ、例えば塩田地区を見た場合に、非常に地上式の消火栓がほとんどで、合併後も私の関与する限りもう何カ所か、そういう老朽化のためとか、それから農集排の工事に伴うものとか、それから水道施設の修理に伴うもので関

係したから、地上式を地下式に変えるというふうなことでありましたが、これは、こういう状況で地上式を地下式に変えるというような計画があられるとすれば、思い切った、これは早目に地下式に全箇所を変えていくというような方向性はありませんか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

老朽化した消火栓というのは数多くあります。できれば計画的にやっていきたいんですが、何せ数が多過ぎて、1基当たりこれに、御存じのとおり900千円かかりますので、年間3基程度の予算です。その中で新規の分と切りかえの分とをやっていきますので、年1基もしくは2基程度、それも早急に漏水等により必要な分からということで、今のところ計画が立たないというような状況でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

数多くあると言われましたが、正確に何カ所かわかりますか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

設置年度は多分調べたと思います。前のやつがあるかと思います。ただ、何カ所かどうか、ちょっと今のところわかりません。済みません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「後で教えて」と呼ぶ者あり）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

まとめてお聞きをしたいのが、教育費の事務局費の中で人件費の件なんですが、職員数は6人から6人、変わらないんですね。そのかわり給与は減っている。手当も減っている中で共済費だけが増なんですよ。だから、給与が減っているのに何で共済費はこれだけ増になるのかなあという理由と、社会教育の総務費の中で手当が約3,000千円減額になるんですが、この大きな要因って何なんですか、手当の大きな減額ですね。それから学校給食もそうなんですよ。これも手当の分については大きな減額なんですけれども、この3要因ですね。教育費の事務局費、それから社会教育の総務費、保健体育の学校給食費の、この3点の人件費の内容をちょっと教えてください。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

中身の子細についてはちょっと御説明できませんが、これも機構改革に伴う人事異動による積算だと思います。

それと、学校関係は県からの派遣職員が1人いらっしゃいましたが、その方が帰られたこと、1人また新たに受け入れた分での差額がいろいろ出てきているんじゃないかと思っております。

詳細には個々の職員の異動状況を比較する必要がありますので、詳細については、ちょっと今お答えはできません。済みません。（「あとんとは、あとんとも全部そうなんですか。社会教育費は、学校給食も」と呼ぶ者あり）すべて機構改革に伴う人事異動によるものと考えております。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

結局、中身がわからないんですよ、はっきり言ってね。はっきり言って、中身がわからんわけですよ、今の段階では。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

中身については、一人一人が異動前のメンバーの給与費と、異動後の職員の給与費を一つ一つつき合わせていく必要があります。そこまでは、積算するときにしておりません。必要な分だけ、この方があと7月以後でしたので、9カ月分必要とかですね、3カ月分出しているの、あと9カ月分こちらのほうで差額を出すとか、そういう積算の仕方をしておりますので、子細については、個々にする必要があります。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

46ページをお願いします。

15節の工事請負費の件なんですけど、嬉野小学校と轟小学校の玄関の雨漏り改修2,000千円、どちらも玄関なんですけど、この2つの学校の築何年になっているのか、それと原因が何であるのかお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

工事請負費の4,300千円の内訳の中で、玄関の雨漏り改修ということで、嬉野小学校の分が2,300千円。嬉野小学校は平成6年からですから、築十四、五年ぐらいですかね。それから、轟小学校は平成元年の開校となっております。

中身もですかね。中身につきましては、嬉野小学校につきましては、玄関のこういう雨漏り改修の工事部分ですけれども、管理棟から普通教室棟に抜けるところに、廊下の分、2階の分になりますけれども、図書館のところに玄関、いわゆるトップライトが2カ所ございます。この分の玄関の屋根の上の部分ですけれども、この部分の取り合いの部分からの雨漏りと、それから玄関の鼻先部分から雨漏り、漏水がっておりますので、今回そこのところを人工芝を撤去いたしまして、下地から全面的に防水処理の補修工事を行うものでございます。

また、轟小学校については、これも玄関の雨漏りですけれども、改修工事ということで2,000千円お願いしておりますが、ここも玄関の屋根と壁との取り合い部分からひび割れが生じまして、それから軒先のところのステンレスのジョイント部分の劣化がひどいということで、そのところから雨漏りがっております。この屋根の部分点を点検いたしまして、防水処理の補修工事として2,000千円お願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

轟小学校の防水は、全面やりかえと考えてよろしいわけですか。

それともう1つ、以前、嬉野小学校かどうかちょっとはつきりわかりませんが、屋外階段の取り付け部分からか何か1回雨漏りあったと思いますけど、それも轟小学校と同じような考え、建物の取り付けからということになるのでしょうか。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

轟小学校につきましては全面じゃございません。その雨漏りがあっている、屋根と壁との取り合い部分と軒先の分のジョイントの部分ですね、この分の劣化がひどいということで、補修です、防水処理ですね。

それから、嬉野小学校につきましては、前回ですかね、6月議会に補正をいたしまして、これは、ちょうど今図書館と反対側の中央広場のほうにございますけれども、そちらのほうにあるところの語らいの広場の上のところすけれども、そこのバルコニーから雨漏りがあるということで、その分のいわゆる防水工事を行った分でございます。今回、その分とは関

係ございません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第12款、公債費までの質疑を終わります。

次に、51ページから53ページまで、給与費明細書補正から地方債の調書補正までの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで地方債の調書補正までの質疑を終わります。

これで議案第98号全部の質疑を終わります。

次、議案第99号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第99号の質疑を終わります。

次に、議案第100号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第100号の質疑を終わります。

次に、議案第101号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第101号の質疑を終わります。

次に、議案第102号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案第103号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案第104号 平成20年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第107号の質疑を終わります。

次に、議案第108号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第108号の質疑を終わります。

これで提出議案のすべての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、12月16日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、12月16日は休会といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月16日は休会とすることに決定いたしました。大変お疲れさまでございました。

午後 2 時38分 散会